

文書番号	会員 01 ver.03.01.01	会員規約	制定	2009年2月19日
主管	総務担当理事		改訂	2014年5月31日

(目的)

第1条 本規程は、当学会定款（以下「定款」という）第2章が規定する会員の入会金及び会費を定めるとともに、入退会及び会員の権利義務等の会員に関する諸事項を定めるものである。

(入会)

第2条 定款第7条に規定する入会申込書は、別に定める「(会員 01 - 記録 01 または会員 01 - 記録 02) 入会申込書」とする。

2 定款第7条第2項に規定する会員資格基準は、別に定める「(会員 02) 会員資格基準」とする。

3 第3条に定める入会金及び年会費の納入日を入会日とする。

(入会金及び年会費)

第3条 定款第8条に規定する会員の入会金及び年会費を次のとおりとする。

会員種別	年会費		入会金
	(非口座振替の場合)	(口座振替の場合)	
一 正会員	10,000円	9,000円	なし
二 学生会員	5,000円	4,000円	なし
三 賛助会員（一般企業）	1口 50,000円		200,000円
四 賛助会員（財団法人、非営利法人、NPO等）	50,000円		なし
五 賛助会員（政府関係機関、自治体等）	10,000円		なし
六 名誉会員	なし		なし

2 入会を申し込んだ個人又は団体は、定款第7条第2項に規定する理事会からの入会を可とする通知を受けた後、速やかに入会金及び入会した年度の年会費を納入しなければならない。また、個人の会費納入方法は、銀行振替を原則とする。

3 会員は、当学会から年会費の納入依頼の通知があった場合、期限までに年会費を納入しなければならない。

4 会員は、正当な理由なく年会費を継続して2年度分滞納した場合、会員資格を喪失するものとする。この場合でも、滞納した年会費の納入義務は免除されない。

(会員種別の変更)

第4条 卒業、課程修了、退学等により学生会員の資格を失う予定の者で、継続して正会員となることを希望する場合は、別に定める「(会員 01 - 記録 03) 会員変更届け」で変更を会長宛に提出するものとする。

2 卒業、課程修了、退学等により学生会員の資格を失う予定の者で、進学等により学生会員資格を得る予定の者は、別に定める「(会員 01 - 記録 03) 会員変更届け」を添えて会員資格基準に定める学生の身分を証明する手続きを行うものとする。

文書番号	会員 01 ver.03.01.01	会員規約	制定	2009年2月19日
主管	総務担当理事		改訂	2014年5月31日

- 3 学生会員が正会員となる場合は、年会費の差額を納入しなければならない。差額の納入日を会員種別変更日とする。
- 4 学生会員が正会員となる場合で、卒業、課程修了、退学等の時期が1月～3月の場合は当該年度の年会費の差額の納入を免除し、翌年度から正会員とし、正会員の年会費を納入するものとする。
- 5 正会員が学生会員になることを希望する場合は、別に定める「(会員 01 - 記録 03) 会員変更届け」を添えて会員資格基準に定める学生の身分を証明する手続きを行うものとする。正会員から学生会員になった場合は、正会員と学生会員の年会費の差額は返還しない。

(会員登録情報の変更)

第5条 会員が所属、連絡先等の変更を届ける場合は、別に定める「(会員 01 - 記録 03 または 会員 01 - 記録 04) 会員変更届け」で変更を会長宛に提出するものとする。変更届けの提出がなく一定期間連絡が取れない場合は、当学会が会員への郵便物、電子メール等の送付を中止しても異議を述べないものとする。

(学会刊行物)

第6条 定款第9条第3項に規定された学会刊行物は次のものである。

一 学会刊行物の無償送付

刊行物名	送付部数			
	正会員 学生会員 名誉会員	賛助会員		
		一般企業 (1口当たり)	財団法人等	自治体等
論文集『GIS-理論と応用-』(年2回発行)	1冊	3冊	3冊	1冊
ニュースレター(年4回発行)	1部	5部	5部	1部
梗概集『地理情報システム学会講演論文集』(年1回発行)	—	1部	1部	1部

二 電子メールによるメールニュースの無償送付(希望者のみ)

2 学会刊行物の無償送付は、各会員があらかじめ登録した1箇所の住所へ送付するものとする。

(会員の学会活動)

第7条 定款第9条第4項に規定された学会活動は次のものである。

- 一 研究発表大会(年1回開催)で発表すること
- 二 委員会活動に参加すること
- 三 支部活動に参加すること
- 四 分科会(SIG)に参加すること
- 五 以上のほか、当学会が実施する研究活動、行事等に参加すること

文書番号	会員 01 ver.03.01.01	会員規約	制定	2009年2月19日
主管	総務担当理事		改訂	2014年5月31日

(退会届)

第8条 定款第11条に規定する退会届は、別に定める「(会員01 - 記録05または会員01 - 記録06) 退会届」とする。

附則

- 1 この規程の改廃は、一般社団・財団法人法第44条に定める場合を除き、総務担当理事の上申に基づき、社員総会の議決を得て行うものとする。
- 2 この規程は、2012年4月1日から施行する。
- 3 当学会が事業継承した任意団体の地理情報システム学会の2008年度までの年会費を2009年1月16日までに完納し、移行会員となったものの2008年度会費及び入会金については、納入を免除する。
- 4 この規程は、2014年5月31日から施行する。

以下余白